

[事案 2021-96] 転換契約無効請求

・令和4年1月13日 裁定終了

<事案の概要>

保険料払込免除特約を付加する提案がなかったことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年1月に契約した医療保険を平成30年8月に医療保険に転換したが、以下等の理由により、転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換時、募集人から保険料払込免除特約が付加されていないことを説明されていない。
- (2) 設計書の新旧比較表の保険料払込免除特約欄は空欄であり、募集人から同特約を付加するような提案はなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保険料払込免除特約が付加されたプランと、付加されていないプランを提案し、申立人が、保険料払込免除特約が付加されていないものを選択した。
- (2) 募集人およびその上司は、保険料払込免除特約について、設計書やタブレットを用いて適切に説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、募集人およびその上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による保険料払込免除特約の提案および説明がなかったことを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。